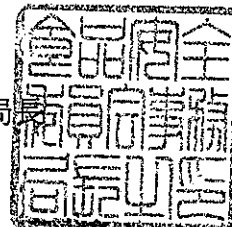




府食第00020号
平成19年1月11日

厚生労働省
医薬食品局食品安全部長 殿

内閣府食品安全委員会事務局



米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解について

平成17年5月24日付け厚生労働省発食安第0524001号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価」については、平成17年12月8日付け府食第1184号をもって、その評価結果を通知したところです。

当該評価結果の中には、「米国における BSE の汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であり、管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要と考えられる」ことが指摘されているところです。

その後、米国において実施されてきた、拡大サーベイランスデータを含む過去7年間のサーベイランスデータを分析した下記レポートが平成18年7月に公表されましたが、今般、当該レポートに対するプリオン専門調査会の見解が別添のとおり取りまとめられ、食品安全委員会の了承を得て公表されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

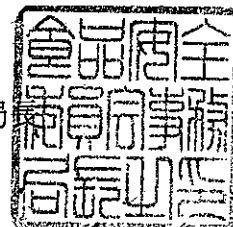
1. Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Ongoing Surveillance Plan
2. An Estimate of the Prevalence of BSE in the United States
3. Peer Review of the Estimation of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Prevalence in the United States
4. APHIS Response to Peer Review of the Estimation of BSE Prevalence in the United States
5. Sample Size Estimate for BSE Ongoing Surveillance
6. Peer Review of the Estimation of the Ongoing Surveillance Plan for Bovine Spongiform Encephalopathy in the United States
7. APHIS Response to Peer Review of the Sample Size Estimate for BSE Ongoing Surveillance in the United States



府食第00020号
平成19年1月11日

農林水産省
消費・安全局長 殿

内閣府食品安全委員会事務局



米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解について

平成17年5月24日付け17消安第1380号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められた「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性に係る食品健康影響評価」については、平成17年12月8日付け府食第1184号をもって、その評価結果を通知したところです。

当該評価結果の中には、「米国におけるBSEの汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要であり、管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要と考えられる」ことが指摘されているところです。

その後、米国において実施されてきた、拡大サーベイランスデータを含む過去7年間のサーベイランスデータを分析した下記レポートが平成18年7月に公表されましたが、今般、当該レポートに対するプリオン専門調査会の見解が別添のとおり取りまとめられ、食品安全委員会の了承を得て、公表されることとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Ongoing Surveillance Plan
2. An Estimate of the Prevalence of BSE in the United States
3. Peer Review of the Estimation of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Prevalence in the United States
4. APHIS Response to Peer Review of the Estimation of BSE Prevalence in the United States
5. Sample Size Estimate for BSE Ongoing Surveillance
6. Peer Review of the Estimation of the Ongoing Surveillance Plan for Bovine Spongiform Encephalopathy in the United States
7. APHIS Response to Peer Review of the Sample Size Estimate for BSE Ongoing Surveillance in the United States



(別添)

府食第1014号
平成18年12月22日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 様

食品安全委員会プリオン専門調査会
座長 吉川 泰弘

米国BSEサーベイランス見直しに対する見解について

米国において実施されてきた、拡大サーベイランスデータを含む過去7年間のサーベイランスデータを分析した下記レポートが今年の7月に公表されましたが、今般、当該レポートに対する当専門調査会の見解を別添のとおり、取りまとめましたので報告します。

記

1. Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Ongoing Surveillance Plan
2. An Estimate of the Prevalence of BSE in the United States
3. Peer Review of the Estimation of Bovine Spongiform Encephalopathy (BSE) Prevalence in the United States
4. APHIS Response to Peer Review of the Estimation of BSE Prevalence in the United States
5. Sample Size Estimate for BSE Ongoing Surveillance
6. Peer Review of the Estimation of the Ongoing Surveillance Plan for Bovine Spongiform Encephalopathy in the United States
7. APHIS Response to Peer Review of the Sample Size Estimate for BSE Ongoing Surveillance in the United States

平成18年12月

米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解

1. BSE 有病率の推定について

- 「米国における BSE 有病率は 100 万頭分の 1 頭以下である」とする推定結果は、日本が行った米国産牛肉等のリスク評価でサーベイランスデータから推定した有病率 100 万頭当たり 1 頭程度と大きく異なるものではないと考える。
- しかしながら、以下の点で疑問や意見を持っており、正確な有病率の推定には、これらのことを考慮する必要があると考える。
 - ・ 有病率の推定に用いている BSurvE モデルは、まだ OIE で議論中であり、評価が定まっていない。
 - ・ 検査対象牛の年齢推定方法、カテゴリの分類方法、母集団の規模(頭数)に不明確な点があり、適正なサンプリングが行われたかどうか疑問が残る。
 - ・ 過去7年間のサーベイランスデータを WB 法の導入前後で分けて、検出感度に差を設けて分析し直すべき。
 - ・ 採取したサンプルが BSE 検査に供される前に要した時間や冷蔵期間等、サンプルの取扱方法が検査感度に与える影響について検討すべき。
 - ・ IHC 法の検査プロトコルが OIE プロトコルと異なる点(ギ酸処理が行われていない)について、検出感度に影響する可能性が考えられる。
 - ・ 一次検査を含む検査法自体の品質管理が不十分であったことから、BSE 感染牛が見逃されていた可能性は否定できない。
- ただし、実際に推定してみなければ正確なことは言えないが、こうした疑問や意見を踏まえた有病率を仮に推定し直したとしても、100 万頭当たり 1 頭以下であると推定する有病率が大きくなること、例えば1オーダー増えるようなことはないであろうと思われる。

2. 今後実施されるサーベイランスについて

- 今回公表されたサーベイランス計画は、100 万頭に 1 頭の BSE 感染牛を発見する目的からすれば、高リスク牛により重点を置いたサーベイランスであり、その考え方自体は理解できるものであり、サンプル数そのものは少なくなるからといって

一概に問題であるとは言えないと考える。

- しかしながら、サーベイランス計画の実行性やサーベイランスデータの信頼性等に関して以下の考えを有している。
 - ・ 日本や米国のような有病率の低い国において、BSurvE モデルを適用してサンプリング計画を設定することが果たして妥当かどうか検討が必要である。
 - ・ 農場での適正なサンプリングを保証するため、開業獣医師らとの協力体制や補償制度の創設等、具体的な取り組み方法が示されるべきである。
 - ・ 検査結果の判定のための専門家会議のメンバーは公表されていないが、ELISA 法、WB 法及び IHC 法の結果を総合評価するため、複数の専門家の参画が求められるべきである。

- 米国産牛肉等のリスク評価の報告書で既に記述したとおり、現在の米国の飼料規制の下では、一定の割合で交差汚染が起こる可能性が今後も残るものと考えられ、このような状況において、今後、米国における BSE 汚染状況をより感度良く把握し、適切な管理対応を行うためには、以下の方法が考えられる。
 - ・ 有病率の低い国では、規制措置の効果を検証するため、全国的な調査とともに、例えば、カナダのアルバータ州と乳牛の取引の多い米国の地域や酪農地帯等、高リスクと思われる地域に限定して、メスの廃用牛のサンプル数をできる限り増やすなどの方法を行うことがより効率的であると考えられる。